

## リモートアクセスを活用したオンサイト利用の仕組み（イメージ）

平成26年3月26日

総務省政策統括官室（統計基準担当）

### 1. 前提

- リモートアクセス<sup>(※1)</sup>を活用して調査票情報を利用する場合、データ自体は中央サーバに保管されたままであり、利用者はデータを閲覧することしかできず、データ自体の印刷や持ち出しはできない。
- しかしながら、大学の研究室等での調査票情報の利用を認めた場合、データを写真に撮影して保存する可能性や利用者以外の者がデータ利用を行う可能性は否定できず、データの安全性が完全には担保されない。
- 安全性を担保しつつ利便性も確保するためには、できる限り多くの研究機関において、リモートアクセスを活用したオンサイト利用<sup>(※2)</sup>の仕組みを構築することが最良の選択肢ではないか。

(※1) 利用者が、通信回線を経由して、遠隔操作により調査票情報の集計・分析を行うもの。遠隔操作は管理者の制御下に置かれており、行政機関等の管理者の許可なく集計・分析結果の印刷・複写を行うことはできない。

(※2) 行政機関等の管理者が指定する場所及び機器により、調査票情報の集計・分析を行うもの

### 2. リモートアクセスを活用したオンサイト利用の仕組みの具体的なイメージ

#### (1) 利用者

- ・ 現行と同様

#### (2) 利用場所・利用条件

- ・ 施設管理者による入退出管理や携帯電話等の持込禁止措置等の必要なセキュリティが確保されている場所でデータ分析を行う。施設側がPCを準備した上で、行政機関等の事前の認定（及び定期的な監査）を受ける。

#### (3) 申請書への記載内容

- ・ データ自体はサーバに保管されたままであるため、利用するオンサイト施設（事前に行政機関等の認定を受けたもの）を記載すれば、データの保管場所・管理方法等の詳細の記載は不要となる。
- ・ 申請者及び行政機関等双方の申請に係る事務負担の軽減及び探索的（試行錯誤的）な研究分析の実現のため、オンサイト施設内では予め承認を受けた研究目的の範囲内で柔軟なデータ利用を認める。（作成しようとする集計様式や分析出力

様式等の詳細の事前の記載は不要とする。ただし、事後の持ち出しチェックは必要（後述（４）参照。）

（４）研究成果物（分析結果）の持ち出しチェック等

- ・研究成果物（分析結果）を外部に持ち出したい場合には、中央にいる者による秘匿性のチェックを受ける。
- 持ち出しチェックを中央に一元化することにより、中央の人員強化が必要となるが、オンサイト施設側の人的負担は軽減される。
- ・中央における利用者に対する相談窓口機能の強化についても検討

※ オンサイト施設の設置が一定程度進んだ段階で、オンサイト利用を原則とする。

3. 今後の進め方

平成 26 年度 「統計法第 33 条の運用に関するガイドライン」の見直し案の検討、  
政府内におけるオンサイト施設の設置の検討  
27 年度以降 大学等の研究機関との連携の推進

※ 第 22 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（日本学術会議による提言）に掲載された計画（公的統計ミクロデータ等の研究活用のための全国ネットワーク整備）の動向を注視しつつ、連携